

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280331004	27年 12月1日	28年 1月27日	28年 3月31日	移動式設備 により製造し た硝安油剤 爆薬の火薬 庫への貯蔵 について	<p>[提案の具体的内容] 移動式製造設備にて製造された硝安油剤爆薬の火薬庫への入庫を可とすべきである。</p> <p>[提案理由] 火薬類取締法施行規則第5条の2第1号において、移動式設備による硝安油剤爆薬の製造量は、1日の最大製造量が1日の消費見込み数量以下であることと定められている。 鉱山で横孔穿孔の発破を行う場合は、発破孔へ直接装薬できないため、移動式製造設備で製造した爆薬を一旦収納袋へ収め、発破箇所へ運搬し別途装填する必要がある。しかし、装薬中に急な気象変化等の影響で袋へ収めた爆薬を当日装薬できなくなるケースもあり、この場合、火薬庫に貯蔵し、翌日以降で消費することとなる。また、前日に製造した硝安油剤爆薬を火薬庫に貯蔵することができれば、横孔穿孔の発破と縦孔穿孔の発破の装薬作業を同時に行うことが可能となり、装薬作業の時間短縮に繋がり、作業者の負担軽減、安全性の向上にも寄与する。 また、鉱山保安法施行規則第13条第5号に規定する「紛失を防止するための措置」として、原子力安全・保安院(当時)が定めた内規「鉱業権者が講ずべき措置事例」では、移動式製造設備における措置で「1作業日終了後残余の硝安油剤爆薬は、速やかに火薬庫又は火薬類取扱所へ移動する」とあり、製造数量が消費数量を上回ること、ならびに残余爆薬の火薬庫・火薬類取扱所への移動を認めている。前述した現場での作業状況に対応した方向で火薬類取締法も規制緩和を求めたい。 要望が実現した場合には、装薬作業の時間短縮に繋がり、安全性の向上、作業者の負担軽減、にも寄与する。また、火薬類取締法と鉱山保安法の矛盾も解消される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	火薬類を製造しようとする者は、火薬類取締法(以下「法」という。)第3条の規定に基づき、経済産業大臣(一部については都道府県知事)から許可を受ける必要があります。 製造許可の基準は、法第7条に規定されており、火薬類の製造施設及び製造方法が経済産業省令で定める技術基準に適合しており、かつ、製造を適確に行う能力があり、公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障のないものであることが必要です。 移動式製造設備とは、安定度が高いものとして経済産業大臣が告示で定める特定硝酸アンモニウム系爆薬(以下「爆薬」という。)を製造するための設備であって、地盤面に対して移動することができるものをいいます。 移動式製造設備を用いた製造方法に係る技術基準は、火薬類取締法施行規則第5条の2(以下「規則」という。)に定められており、規則第5条の2第1項第1号により、1日に製造する最大製造数量は1日の消費見込み数量以下と定められています。 この規制は、製造設備には概ね1日に危険なく製造し得る能力の限度があること、また、移動式製造設備は消費に必要な量を消費現場で製造するものであるから、1日での消費見込み以下で安全に製造し得る最大数量をあらかじめはっきり定めておいて、この限度を超えて作業しないことにより、火薬類による災害発生及び被害拡大を防止しようとするものであり、必要な規制と考えています。 なお、規則第5条の2第1項第19号により、原則として毎日の製造及び消費作業終了後、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に爆薬を貯蔵させないこと、ただしやむを得ず貯蔵する場合は、必要に応じて安全な措置を講じた後に、見張りを行う等の盗難防止の措置を講じなければならぬことと定められており、ご提案のように、天候不良等の発生的事情変更により製造後やむを得ず発破を延期する場合には、安全措置及び盗難防止措置を講じた上で、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に爆薬を貯蔵することが認められています。	火薬類取締法(火薬類取締法施行規則第5条の2第19号)	現行制度 下で対応 可能	天候不良等の発生的事情変更により製造後やむを得ず発破を延期する場合には、規則第5条の2第1項第19号の規定により、安全措置及び盗難防止措置を講じた上で、移動式製造設備用工室及び移動式製造設備に爆薬を貯蔵することが望ましいですが、ご提案のように移動式製造設備で製造した爆薬を火薬庫で貯蔵することは禁止されていないため、あらかじめ許可を受けた製造方法等により容器包装に収納した爆薬を火薬庫に貯蔵することを妨げるものではありません。
280331005	27年 12月1日	28年 1月27日	28年 3月31日	移動式製造 設備における ディーゼル車 の基準緩和 について	<p>[提案の具体的内容] 移動式製造設備のディーゼル車の基準について、燃料を二号軽油と限定せず、引火点50度以上の軽油とすべきである。</p> <p>[提案理由] 火薬類取締法(告示第302号第5条)において、移動式製造設備のディーゼル車の基準として、「機関は、二号軽油を燃料とするディーゼル機関とすること」とされている。 しかし、燃料については二号軽油を使用することとしているが、寒冷地で冬季に燃料が分凝・凝結し、車両としての機能を果たせず、却って安全性を損なうこととなる。また、寒冷地では冬季の二号軽油の入手が難しく、実際は、特別で「二号軽油と同等以上の品質の軽油」の使用が認められ、二号軽油以外の軽油(引火点50度以上の二号軽油等)を利用している。 本要望が実現した場合には、燃料は、寒冷地でも入手可能な三号軽油等の利用が可能となり、実情に沿った規制に見直されることとなる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	火薬類を製造しようとする者は、火薬類取締法(以下「法」という。)第3条の規定に基づき、経済産業大臣(一部については都道府県知事)から許可を受ける必要があります。 製造許可の基準は、法第7条に規定されており、火薬類の製造施設及び製造方法が経済産業省令で定める技術基準に適合しており、かつ、製造を適確に行う能力があり、公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障のないものであることが必要です。 移動式製造設備とは、安定度が高いものとして経済産業大臣が告示で定める特定硝酸アンモニウム系爆薬を製造するための設備であって、地盤面に対して移動することができるものをいいます。 移動式製造設備の構造等に係る技術基準は、火薬類取締法施行規則第4条の2(以下「規則」という。)に定められており、移動手段は、規則第1項第18号の規定によりディーゼル車に限定されています。また、ディーゼル車の機関は、経済産業大臣が平成11年通商産業省告示第302号(以下「通告第302号」という。)第5条第4号により、二号軽油を燃料とするディーゼル機関に限定されています。 これらの規制は、移動手段として、引火点の低い燃料を使用するガソリン車及び高圧電氣を使用する蓄電池車を禁止し、引火点の高い二号軽油(50度以上)を燃料とするディーゼル車に限定することにより、移動手段の動力又は燃料を原因とする火薬類の発火又は爆発を防止しようとするものであり、必要な規制と考えています。	火薬類取締法(告示第302号第5条)	検討を予定	経済産業省では、平成27年3月以降、産業保安のスマート化と称し、火薬類取締法の技術基準等の見直しを実施しているところであり、移動式製造設備については、平成28年度内に技術基準等の見直しに着手するとともに、その方向性について結論を得たいと考えています。本要望についても、その取組みの一環として、技術基準等の見直しを検討することといたします。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「)に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280520003	27年 12月28日	28年 1月27日	28年 5月20日	火力発電所を リブリースす る場合の環境 影響評価手 続の合理化	<p>【提案の具体的内容】 環境負荷を低減させるような火力発電所のリブリースについて、環境影響評価手続を準備書以降から審査できるよう、アセス制度を見直すべきである。</p> <p>【提案理由】 環境影響評価法施行令第1条の別表第1の五へにおいて、環境影響評価の対象となる火力発電所工事(新設を伴う変更)は、「第一種事業で15万kW以上、第二種事業で11.25万kW以上15万kW未満」と定められている。 また、環境負荷が減少する火力発電所リブリース(以降、改善リブリース)については、「火力発電所リブリースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成24年3月、平成25年3月改訂、環境省)等を通じて、最大限の適用改善により現行制度下で手続期間を短縮することとしている。 改善リブリースについては、以下の理由により、配慮書・方法書手続きを行う意義が乏しい。 (1)配慮書手続:改善リブリースについては、計画段階配慮の対象となる「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」(発電所アセス省令第5条)は想定されない。 (2)方法書手続:上記ガイドラインにおいて、改善リブリースの際の調査・予測手法が明らかにされている。 環境省回答(H26.12.16)にあるように「リブリースであっても長期間に渡り環境への負荷を与えることには変わりはない」としても、リブリース後についても既設発電所と同様に十全な環境配慮が確保されているか否かは、準備書段階における「環境の保全のための措置」(環境影響評価法第14条第1項第7号ロ)の検討等を通じて確認可能である。工事に伴う環境影響についても、同様に準備書以降の手続で確認可能である。 なお、地域住民、専門家等において所有されている環境情報の収集(意見聴取)についても、改善リブリースであれば、複数回(手続の段階毎)行う必要はないものと考えられる。 したがって、改善リブリースについては、配慮書、方法書手続を省略し、準備書以降の手続のみとするよう、制度を見直すべきである。 準備書段階からの手続となれば、国・自治体・事業者が一体となった迅速化の取組みにより最大1年強まで短縮するとされているアセス手続期間が、更に半年強まで、大幅に短縮されることが見込まれる。それによって、事業者が新設に比べ事業の予見可能性が高い改善リブリースをより積極的に選択するようになり、古い発電所の更新が促進され、結果、地域環境の改善につながるのと同時に、発電所からの温室効果ガス排出量削減を通じて、本年7月に国連に登録された約束事業の実現にも資すると考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省 環境省	出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更(リブリース)の工事の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境に及ぼす影響について調査・予測・評価及び環境保全措置の検討を行うとともに、一般・関係自治体・国への意見聴取等の手続を行うこととしています。	環境影響評価法第2条 環境影響評価法施行令別表第1・5・へ	対応不可	<p>リブリースであってもその後長期間に渡り環境への負荷を与える施設であることに変わりなく、事業として対象とする時点においては著しい環境影響が発生するおそれがあり、このようなことがないように対応できるか否かも含めて環境影響において確認することが必要と考えます。</p> <p>なお、これまでに、火力発電所のリブリースに係る配慮書において「重大な影響を受けるおそれがある環境要素」がないとした事例はありません。 また、「火力発電所リブリースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」(平成25年3月改訂環境省、以下「ガイドライン」という。)は、アセス手法の合理化の基本的な考え方を示したものであり、個々の事業や地域の特性に応じた独自の調査・予測手法を提案し、採用することを妨げるものではありません。さらに、個々の事業や地域の特性により詳細な環境影響評価を実施する必要があると判断された項目については、必要な調査を実施すること等が必要で、そのため、ガイドラインは方法書手続を省略するものではありません。 したがって、「今後の環境影響評価制度の在り方について(答申)」(平成22年2月22日中央環境審議会)においても、「ベスト追求型の観点も踏まえ、方法書における評価項目の絞り込みを通じた環境影響評価に要する期間の短縮等、弾力的な運用で対応することが必要」とされたことを踏まえ、単に配慮書・方法書手続を省略することは適切ではなく、運用上の取組によって、最大限期間を短縮することに対応します。具体的には、火力発電所のリブリースのうち、最大設備への更新により温室効果ガス・大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び温排水排出量の低減が図られ、かつ、対象事業実施区域が既存の発電所の敷地内に限定されるなど、土地改変等による環境影響が限定的となり得る事業については、ガイドラインを活用することで、調査・予測・評価に係る期間を1年程度短縮することが可能です。また、国の審査期間を短縮したり、自治体にも審査期間の短縮を求めるとしており、国の審査期間については、既に各案件で可能な限りの迅速化を図り、実際に迅速化の対象となった手続については、概ね迅速化が達成されています。このように規制改革実施計画等を踏まえた取組を着実に進めており、事業者・国・自治体が一体となって取り組むことにより、これまで3年程度要していた手続を最大1年強まで短縮することとしています。</p>
280615006	27年 12月28日	28年 1月27日	28年 6月15日	第三種電気 主任技術者 の取扱電圧 上限の引上 げ	<p>【提案の具体的内容】 第三種電気主任技術者が取り扱うことのできる電圧の上限を、需要設備については70kV未満とするべきである。</p> <p>【提案理由】 電気設備を設けている事業者は工事・保守や運用などの保安の監督者として、電気主任技術者を適任しなければならないことが電気事業法で義務づけられている。特に2,000kW以上の設備を設置する場合には、原則として専任の電気主任技術者を置くことが求められる。 電気主任技術者は、取り扱うことのできる電圧ごとに第一種から第三種までの3種類に分かれており、第三種電気主任技術者は50kV未満の電圧を取り扱うことができる。第三種主任技術者資格保有者は多くいるが、第二種、第一種資格保有者は極端に少ないのが現状である。 他方、都内の大規模業務ビルの多くは、22kVもしくは66kVでの受電を採用している。採用数の多い66kV受電のビルについて、層の厚い第三種資格保有者では管理できないことから、電気主任技術者の不足が発生している。 2014年度に「規制改革ホットライン」に寄せられた、第三種電気主任技術者の取扱電圧引上げの要請に対して、政府は、「15万Vを超える電気設備に関しては、事故の際に一方戸を超える停電をもたらす波及事故を引き起こす可能性があることから、その維持管理にあたり、より高い技術及び知識が求められます」との理由で対応を見送った。需要設備については、このような波及事故の危険性は認められないため、需要設備に限れば、第三種電気主任技術者の取扱電圧を引き上げることが可能だと考える。 第三種電気主任技術者が70kVまでの電圧を取り扱えるようになれば、保安に携わる人員にゆとりが生じるとともに、大型ビル開発の阻害要因のひとつが緩和され、経済の活性化を後押しすることができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	第三種電気主任技術者が保安の監督を行うことのできるのは、電圧5万V未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用のみとされています。	電気事業法施行規則第五十六条	対応不可	<p>電気設備においては、電圧階級が上がるに伴い、リスクも増えるため、現行の電気主任技術者制度については、需要設備も含め、電圧階級ごとに免状の種類を設定しております。 1万Vを超える電気設備については、需要設備であっても、漏電による事故を起こした場合など、他の設備と同様に、事故の際に数万人世帯に及び停電をもたらす波及事故を引き起こす可能性があることから、技術及び知識のレベルが高い技術者が維持管理を行う必要があるため、相応の専門性を持つ第二種電気主任技術者による保安監督が行われるべきだと考えます。 なお、第三種電気主任技術者免状の交付を受けた後、1万V以上の電気工作物の工事、維持及び運用について5年以上の実務経験を有していれば、第二種電気主任技術者免状の交付を受けることが可能であるため、第三種電気主任技術者の方に現行の当該制度を活用していただくことで、第二種電気主任技術者の免状取得者の選任を容易に行っていたらけるようになると考えます。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
280615007	27年 12月28日	28年 1月27日	28年 6月15日	電気事業法 における「ダム」の定義の 見直し	<p>[提案の具体的内容] 発電用として河川の流水を貯留又は取水するための土木工作物のうち、堤高が一定の高さに満たないものについては、電気事業法において「ダム」として取り扱わないこととすべきである。</p> <p>[提案理由] 2012年12月に、ダムの定義を明確化する目的で経済産業省が公表した「電気事業法における「ダム」の取扱いについて」において、「電気事業法における「ダム」は、発電用として河川の流水を貯留又は取水するための土木工作物のことをいい、堤高は問いません」と定義されている。すなわち、現行の規制の下では、発電用の取水を目的とする場合、河川に1cmの堰を設置した場合でもダムとして扱われることになる。 ダムを伴う発電設備は、電気事業法施行規則第52条第1項表第1号でダム水路主任技術者の選任を要しないこととされる小型の水力発電所として認められないため、ダム水路主任技術者の選任が必要となる。 河川から取水を行うほとんどの小規模水力発電所は、低いものではあっても堰を設けており、最大出力200kW未満かつ最大使用水量1立方メートル毎秒未満であっても、ダム水路主任技術者の選任を余儀なくされている。人材不足の状況にあるダム水路主任技術者の選任が、小規模水力発電普及の障害となっている。 河川で「ダム」と定義される堤高15mを超えない範囲では、農用水路への取水堰をはじめ、河川に設置してある取水堰は基本的に特別な資格者を置かず管理運用されている。発電用取水のための取水堰についても、15mを超えない範囲で、一定の堤高に満たないものについては、ダム水路主任技術者を不要としても、保安上の問題は生じないと考えられる。 本要望の実現により、一定の堤高以下の取水堰を用いて河川から取水する、最大出力200kW未満かつ最大使用水量1立方メートル毎秒未満の小規模水力発電所について、ダム水路主任技術者の選任が不要となることで、ダム水路主任技術者の人材不足によって、小規模水力発電所の設置が断念される事態を改善することができる。 小規模水力発電所の立地が進むことは、CO2を排出しない安定電源が増加することを意味しており、電力の安定供給と温暖化対策にも資すると考える。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	ダムを設置する水力発電設備においては、すべてダム水路主任技術者を選任することとめています。	電気事業法施行規則第五十二条第一項	現行制度下で対応可能	高さ15メートル未満のダムであっても、ダムが損壊等した場合、下流へ重大な影響を及ぼすものであることから、ダムを設置する場合はその高さにかかわらず、公共安全の観点から、保安監督の責任者としてダム水路主任技術者の選任が不可欠だと考えています。 その上で、2,000kW未満かつダム高さ15m未満の小規模な発電所の場合には、ダム水路主任技術者について、外部の免状保有者へ委託すること(2014年9月)や、免状を持たない者であっても短期間の講習受講により選任することを可能とする制度(2018年3月)を措置しています。このような規制見直しにより、ダム水路主任技術者の選任が行いやすくなり、小水力発電所の設置のための制約が相当小さくなっているところです。引き続き、これらの制度を活用しながら小水力発電設備の普及拡大が行われるものと考えます。	
280615008	27年 12月28日	28年 1月27日	28年 6月15日	第三種電気主任技術者試験を再受験する際の合格科目の取扱い変更	<p>[提案の具体的内容] 第三種電気主任技術者試験において、一度合格した科目については、合格した年の初めから5年以内に再度試験を受ける場合には、その科目の再受験を免除することとすべきである。</p> <p>[提案理由] 現在、第三種電気主任技術者試験において、一度合格した科目については、合格した年の初めから3年以内に再度試験を受ける場合には、その科目の受験を免除することとされている。 過去10年間を見ると、毎年4万人～5万人弱が第三種電気主任技術者試験の受験申込をしている中で、合格者は3,000～4,000人と10%にも満たない。合格者数は平成12年度に6,703人、平成18年度4,416人、平成26年度4,102人と、年々減少する傾向にある。 他方、科目合格者数は、毎年14,000人前後である。 電気主任技術者免状の交付者数が上記のように年々減少する一方で、自家用電気工作物の設置件数は、選任の事業場、外部委託の事業場ともに増加傾向にある。さらに、外部委託の事業場に従事する電気主任技術者の内訳を見ると、20～30歳代の若手は2割にも満たず、50歳以上が約2/3を占めている。わが国の就業者の年齢構成と比較してなお、高齢化が進んでいる状態にあり、若い電気主任技術者を養成し技術を引き継ぐことが難しくなりつつある。 免状交付者数の減少と高齢化の進展、自家用電気工作物の増加を踏まえれば、今後電気主任技術者が人員不足に陥る事が予測される。そうした中、合格科目の再受験免除期間を3年から5年に延長することで、再受験意欲を掻き立て、免状交付者数を増大させることができる。それにより、将来的な電気保安業務従事者の不足が避けられ、長期的には電気設備の事故率低下に大きく寄与することが期待できる。 なお、電気主任技術者試験は、電気設備全般に関する極めて専門性の高い知識を要求される試験であるが、一度免状交付を受けた後の定期的な再試験・講習等は義務付けられていない。このような制度下で問題なく実務が行えていることから、一度習得した知識については、日常の業務等を通して反復的に確認することができているといえる。そのため、再試験免除期間を2年間延長しても、合格済みの科目に関する知識を失ってしまう可能性は低く、合格者の質が低下する懸念は小さいと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	第三種電気主任技術者の試験の一部の科目に合格した場合、3年以内に再度受験する場合にはその科目の受験を免除することとしています。	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第七条の二	その他	電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督者であり、監督する範囲は広範であり、専門性の高い知識が必要となるため、同時期に広範な知識を総合的に保有していること免状発行の条件とする制度としています。 ご指摘を踏まえ、合格科目の再受験免除期間を延長した際に、合格者のレベルの低下が起らないことをお示しただけは、電気主任技術者の養成、今後の保安水準の向上に資するかどうかを見極めた上で、必要な検討を行いたいと考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280615009	27年12月28日	28年1月27日	28年6月15日	第一種電気工事士免状交付にかかる必要実務経験期間の短縮	<p>【提案の具体的内容】 第一種電気工事士試験合格者が免状を取得する為に必要な実務経験年数について、現行より1年短縮し、定められた課程を修めて卒業した者には2年以上、それ以外の者には4年以上とするべきである。</p> <p>【提案理由】 現在、第一種電気工事士試験合格者の免状取得要件として必要な実務経験年数について、大学短大または高等専門学校において定められた課程を修めて卒業した者には3年以上、それ以外の者には5年以上とされている。 第一種電気工事士試験の受験者数は足元で増加傾向にあるが、依然として需要を満たすだけの人員が確保できない状況が続いている。また、電気工業労働者及び電力会社勤務者は減少している。人員が不足している第一種電気工事士免状取得者を増加させる観点から、必要実務経験年数を短縮し、受験意欲を高めることが望まれる。 必要実務経験年数が短縮されれば、第一種電気工事士免状取得者の増加によって、より安定した実務が可能となるうえ、受験意欲の向上により試験内容に習熟した実務者が増加することを通じて、電気工業全体の技術力の向上がもたらされると考えられる。加えて、電気工業の関口が広がることで、長期的に見た場合の人材確保にも資する。 なお、第一種電気工事士試験合格者は、認定講習を受講せずに、産業保安監督部への申請のみによって認定電気工事従事者の認定を受けることができる。こうした制度が問題なく運用されていることから、第一種電気工事士試験合格者は、5年の実務経験がなくても十分実務に従事できるだけの技能を有しているといえる。 また、認定電気工事従事者では従事できない高圧の電気工事は、基本的に電気主任技術者の監督のもとで行われる。そのため、実務にあたる第一種電気工事士の実務経験期間を1年間短縮しても、直ちに電気工事の品質が低下するとは考えにくい。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	第一種電気工事士の免状交付を受けるためには、試験の合格と一定の実務経験を求めています。実務経験年数は、大学や専門学校等の電気工学の課程を修了している場合は3年、そうでない場合は5年と定められています。	電気工事士法施行規則第二条の四	その他	<p>第一種電気工事士が行う電気工事は、設備が複雑で、大型であり、高電圧(6000V以上)を取り扱うため危険度が高いこともあり、電気工事に関する熟練した施工技術、臨機応変な対応力などの技能の習得に5年程度を要することから、現在の規定が設けられています。 また、ここ数十年にわたって、基本的な電気工事の内容や必要な技術的レベルは変化していないと考えられているところですが、他方で、年間一人あたりの作業実績、受注実績が増加しているなど、同等の実務経験をより短期間で確保できることをお示しいたければ、ご提案をいただいたような実務経験期間の短縮について、必要な検討を行いたいと考えています。 なお、認定電気工事従事者が行うことができる作業は、電線路を除く(600V以下で使用する電気工作物に限定されており、第一種電気工事士が行うことのできる作業の一部のみであるため、認定電気工事従事者に対して実務経験や講習が義務づけられていないにも関わらず、大きな問題がなく(制度が運用されていることが、第一種電気工事士試験合格者の実務経験を短くする根拠とはならないと考えます。</p>	
280615010	27年12月28日	28年1月27日	28年6月15日	簡易受電設備の保守条件(点検頻度・受託件数上限)の緩和	<p>【提案の具体的内容】 平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示)第1条第2項に規定される簡易受電設備について、同告示第4条第7号の対象として追加することを通じて、保守点検間隔の緩和と換算係数の引き下げを行うべきである。</p> <p>【提案理由】 平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号ロの要件、第1号ハ及び第2号ロの機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示)第1条第2項において、設備容量300kVA以下・キュービクル式・PF-S型の3条件を満たす簡易受電設備については、保安管理業務を受託する者の実務経験要件を1年減らすことができるとされている。 他方、保安管理業務受託時の点検頻度および保安管理業務受託件数の上限を定める換算係数については、簡易受電設備も、CB型受電設備等のより複雑な構造を持つ設備と同等の規制を受けている。 上記告示第1条第2項に規定される簡易受電設備は、設備機器や構造が極めて単純であるため、測定点検の難易度・作業工程数がCB型受電設備に比べて明らかに小さい。また安価な機器が多く、交換頻度も高いため、設備の信頼性も高いと評価できる。したがって、点検頻度と受託可能件数につき、規制を緩和しても、大きな問題は生じないものと考えられる。 簡易受電設備を告示第4条第7号に追加することにより、同設備については点検頻度を隔月1回以上とすることができる。同時に、第3条第2項第9号の規定により、換算係数の値の引き下げが実現される。 これら2点の規制緩和により、安全性を損なうことなく保安管理業務受託の幅が広がることで、慢性的な外部委託の主任技術者不足の解消、ひいては保安管理業務外部委託制度の持続性の向上が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	設備容量300kVA以下、かつ、キュービクル式、かつ、PF-S型の受電設備の保守管理業務を、個人事業主に対して外部委託する際には、その他の設備よりも、必要な実務経験年数を1年減らすことができることとしている。	平成十五年経済産業省告示第二百四十九号第一條第二號	対応不可	<p>ご提案の簡易受電設備については、保守管理の難易度が比較的低いことから、保安管理業務を受託する者の実務経験年数の緩和を行っているところです。 一方で、保守管理に高度な技術を要しないこと、保安を確保するために点検を行う頻度は関係がないため、点検頻度と換算件数を引き下げる根拠にはならないと考えます。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
280615011	27年12月28日	28年1月27日	28年6月15日	保安管理業務受託者が有すべき機械器具の要件緩和	<p>[提案の具体的内容] 自家用電気工作物の保安管理業務を外部から受託する事業者が有していなければならない機械器具のうち、騒音計・振動計・回転計については、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じていれば足りることとすべきである。</p> <p>[提案理由] 自家用電気工作物の保安管理業務を受託する事業者は、平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号A及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示)第2条に規定される機械器具を有していなければならないと定められている。この機械器具には、騒音計・振動計・回転計の3点が含まれており、保安業務を請け負う各事業者は、事業所(営業所等)ごとに1つといった形でこれらを所有することにより規定を遵守している。他方、騒音計・振動計・回転計の3点は、実用上ほとんど使用されていないのが実情である。いずれも内燃力発電所の点検以外では使用が想定されていないことに加え、使用シーンが極めて限定的であるためである。 騒音計の使用シーンとして想定されるのは、実務上のガイドラインとなっている「自家用電気工作物保安管理規程」(日本電気協会)に従えば、点検の対象が「騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置し、かつ「同法第3条第1項に規定する指定地域内に存する、場合に限られる、こうした点検対象は非常に稀である。 振動計の使用シーンについても、騒音計と同様、「自家用電気工作物保安管理規程」において、「振動規制法第2条第1項に規定する特定施設を設置し、かつ「同法第3条第1項に規定する指定地域内に存する、点検対象に限られているため、極めて少数に留まる。 回転計については、内燃力発電所の発電設備のほほ全てに回転計が組み込まれていることから、もっぱら組み込みの回転計を用いた回転数の測定がなされているのが実情である。 以上のように騒音計・振動計・回転計については、使用頻度が極めて低いことから、継電器試験装置や地線耐力試験装置と同様に、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じていれば十分であることとすべきである。 これら機械器具について、事業所ごとではなく、企業ごと、ないしは産業保安監督部の管轄範囲ごとに1つの所持でよいこととなれば、余分な経費(機器購入費・機器メンテナンス費)の削減となり、設置者の負担と点検料金の削減が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	保守管理業務を行う事業場に必要機械器具を備え付けられれば、保守管理業務の受託をする事業者が保有することを求めないこととしている。	平成十五年経済産業省告示第二百四十九号第二条	事実誤認	「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示」(平成15年7月1日経済産業省告示第249号)第二条ただし書きにより、保守管理業務を行う事業場に使用する機械器具を備え付けていられれば、保守管理業務を受託する事業者が自ら保有する必要がないこととしています。組み込みの回転計を備えている場合もこの場合に当てはまり、他に保有する必要はありません。また、当該機器については、個人による共同所持又は所屬する電気保安法人で点検に必要な台数を所持していることを証明すれば基本的に認めています。なお、ご指摘の騒音計・振動計・回転計については、太陽光、燃料電池、需要設備等においては保有する必要がないこととしています。	
280615012	27年12月28日	28年1月27日	28年6月15日	小規模高圧需要設備の保安管理業務受託条件の公平化	<p>[提案の具体的内容] 小規模高圧需要設備の点検頻度は、登録点検業務受託法人だけでなく、その他の保安業務従事者等が保守管理業務を受託する場合についても、年2回以上であればよいこととすべきである。</p> <p>[提案理由] 平成15年経済産業省告示第249号(平成15年7月1日、平成26年5月30日改正、電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件、第1号A及び第2号口の機械器具並びに第1号ニ及び第2号ハの算定方法等並びに第53条第2項第5号の頻度に関する告示)第4条第6号は、小規模高圧需要設備の点検頻度について、電気事業法施行規則第96条第1号口に規定される登録点検業務受託法人が保守管理業務を受託しているものは毎年2回以上、その他の法人または個人が受託しているものは毎年4回以上と定めている。 登録点検業務受託法人は、電気事業法施行規則第96条第1号口において、「一般用電気工作物の点検の業務を受託する事業を行うことについて、当該受託事業を行う区域を管轄する産業保安監督部長の登録を受けた法人」と規定されている。他方、小規模高圧需要設備は自家用電気工作物に分類される。したがって、登録点検業務受託法人についてのみ低い点検頻度を認めることは不合理である。 これまで、自家用電気工作物の保安管理に関しては他の保安業務従事者等と何ら違いのない登録点検業務受託法人が毎年2回の頻度で点検を行ってきたり、大きな問題を生じていないことから、全ての保安業務従事者等について、点検頻度を毎年2回以上と改めると、直ちに問題が生じることとはないと考えられる。 全ての保安業務従事者等について、小規模高圧需要設備の点検頻度が毎年2回以上と統一されることで、登録点検業務受託法人が競争上不当に優遇される現行制度の歪みを是正し、健全な市場の発展を促進することができる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	通常は、小規模高圧需要設備について、年4回の点検を求めています。登録点検業務受託法人が点検業務を実施している場合に限り、これに加えて年2回の点検を行えば十分であるとしています。	平成十五年経済産業省告示第二百四十九号第四条	事実誤認	小規模高圧受電設備の電気主任技術者を外部委託している場合には、主任技術者による点検を年回求めています。登録点検業務受託法人が点検業務を実施している場合には、これを年2回の点検相当と見なし、主任技術者による点検は年2回のみ行えば良いこととしているものです。登録点検業務受託法人が特段に優遇されている事実はございません。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するものを除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
280615013	27年 12月28日	28年 1月27日	28年 6月15日	災害時の燃料供給に用いる非常用内燃式発電設備を対象とした電気事業法上の小出力発電設備の要件緩和	<p>[提案の具体的内容] 災害による停電時に給油所での燃料供給を継続する目的で設置する非常用の内燃式火力発電設備のうち、原動機により発電するものについては、一般用電気工作物にあたる小出力発電設備とみなす出力の上限を、現行の10kWから25kW程度にまで引き上げるべきである。</p> <p>[提案理由] 電気事業法では、非常用発電機を設置する際、内燃力を原動力とする火力発電機は、1台あたり出力が10kW未満であれば小出力発電設備として一般用電気工作物(給油所等の小規模事業所の電気設備が該当)の扱いとなるが、10kW以上の設備は事業用電気工作物に分類されるため、同法の規定に基づき電気主任技術者の選任が必要になる。 なお、小出力発電設備の容量基準は発電方式により異なり、太陽光は50kW未満、風力発電は20kW未満等、内燃式火力発電より大きな出力の設備が許容されている発電方式もある。 東日本大震災以降、災害時の石油製品の安定供給確保策として、政府の補助事業や給油所の自主的な取り組みにより、停電時の給油継続を目的とした給油所への非常用発電設備の導入が行われている。経済産業省による「災害対応型中核給油所」の指定には「内燃式自家発電設備」の設置が要件として定められている。 本来、複数台の計量機(給油ポンプ)や夜間の照明の使用等、円滑な給油活動を行うため、非常用発電設備には10kW以上の出力(25kW程度)が期待される。しかしながら、中小事業者による経営が多い給油所では、非常用発電設備のために主任技術者を選任することは負担が大きく、10kW未満の発電設備が選択される場合が多い。こうした給油所では、停電時の給油能力に制約が発生し、燃料供給要請への迅速な対応に支障を来す懸念がある。 出力25kW程度までの非常用発電設備が一般用電気工作物である小出力発電設備として認められれば、複数台の計量機や照明等を安定稼働できる容量の大きな非常用発電機の導入が進み、災害時の緊急車両に対する円滑な給油が可能になる。また、救助・復興等の一般の需要にも早い段階から応えていくことが可能となり、早期復旧に寄与することが期待できる。 なお、内燃式発電設備の原動機は、発電機用に開発されたマイクロガスタービン等とは異なり、建設機械、農業機械、船用エンジン等、多岐に渡る機械の原動機として搭載されている汎用品である。したがって、電気主任技術者の選任を要しない小出力発電設備の出力の上限を引き上げたとしても、直ちに安全性が低下する懸念はないと考えられる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	内燃式発電設備については、10kW以下のものを一般用電気工作物としています。	電気事業法施行規則第四十八条第四項	その他	<p>小出力発電設備に係る規制に関し、発電方式固有のリスクについては、発電方式毎に個々の発電設備の出力について制限値を設けることで、保安を確保しています。また、電気的なリスクについては、個々の発電設備の出力の合計値について制限値を設けることで、保安を確保しています。 内燃式発電設備をはじめとする火力発電設備は、燃料、高温・高圧の蒸気やガス、回転体のリスクが存在することから、過去の実績及び設備のスペック等から、主任技術者による保守管理を要さずとも安全性を確保できる小出力発電設備の出力は、10kW未満と判断してきてきたところです。 本提案は、他の発電方式では同程度の出力で緩和されており、汎用品であっても使用頻度も少ないので主任技術者を選任しなくても直ちに安全性を低下しないというものです。他の小出力発電設備と同等の設備的な安全性が確保できることの技術的な根拠を示していただければ、安全性が低下しないか見極めた上で、必要な検討を行いたいと考えています。</p>
280615014	27年 12月28日	28年 1月27日	28年 6月15日	ガスタービンの定期安全管理検査頻度の緩和	<p>[提案の具体的内容] 現在、電気事業法において、発電設備に係るガスタービンは、出力1,000kW以上1万kW未満のものについては3年に1度以上、1万kW以上のものについては2年に1度以上の頻度で、定期安全管理検査を実施することが義務付けられている。これらのガスタービンのうち、当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に精通する者との契約により保守が実施されるものについては、出力1,000kW以上1万kW未満のものについて6年に1度以上、出力1万kW以上のものについて4年に1度以上に、点検頻度を緩和すべきである。</p> <p>[提案理由] 電気事業法施行規則第94条において、出力1,000kW以上の発電設備に係るガスタービンが定期安全管理検査の対象と規定されている。その点検頻度は、同規則第94条の2において、出力1万kW未満のものについて3年に1度以上、同1万kW以上のものについて2年4度以上とされている。ガスタービン関連機器は、メーカーが推奨する定期的なメンテナンスに従い維持管理されているものが多く、そのため、必ずしも3年ないし2年に1度以上の頻度での点検を必須とせず、メーカー等による適切な保守を前提に、出力1万kW未満のものについて4年に1度以上、同1万kW以上のものについて6年に1度以上程度の範囲で検査時期を選択できることとしても、直ちに保安水準が低下するとは考えにくい。 3年ないし2年に1度は必ず実施することとされている検査時期の柔軟性が増せば、発電設備の負荷率や稼働率の増加が見込まれる。それによりガスタービンの経済性が向上すれば、CO2排出係数の小さいガス火力発電の拡大を通じて、地球温暖化対策に貢献することが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	経済産業省	出力1万kW未満のガスタービンについては、3年に一度以上、1万kW以上のガスタービンについては2年に一度以上の定期事業者検査を求めています。	電気事業法施行規則第九十四条之二	検討を予定	<p>経済産業省では現在、ご提案の方向性と同様に、定期事業者検査の時期を延長した実績があって、計画外停止件数等に有意な差がないことを確認した設備の中で、日常点検の体制等が十分に取られている場合については、定期事業者検査の時期を延長するよう制度の見直しを検討しているところです。 現在検討中である安全管理検査制度の見直しに伴い、登録安全管理審査機関による審査結果を踏まえ、十分な検査体制がとられている事業者に対する優遇措置の見直しを検討していく予定です。</p>
280630026	28年 5月11日	28年 6月8日	28年 6月30日	人材不足が深刻な中小企業が新卒者を採用しやすくなるよう、中小企業に限りインターンシップを通じた人材採用を認めること	<p>[要望内容] 中小企業に限り、インターンシップを通じた人材採用を認めること</p> <p>[理由] 中小企業は、人材採用において、大企業と比べ不利な環境にあることから、深刻な人材不足に陥っている。加えて、新卒採用後3年間の離職率は中小企業で4割、小規模事業者で5割を超えるなど、人材のミスマッチも起きている。インターンシップは自社に合った人材を発掘する有効な手段と考えられるが、「人的負担が大きい」、「メリットがない」、「採用に直結しない」といった理由から、中小企業では大企業と比べその取り組みが低調である。 そのため、文部科学省・厚生労働省・経済産業省が示す「インターンシップの推進に当たった基本的考え方」において示されている、「企業がインターンシップ等で取得した学生情報は広報活動・採用選考活動に使用できない」について、中小企業に限っては対象外とするべきである。</p>	日本商工会議所	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等を進めるため、就職・採用活動の日程(広報活動・採用選考活動開始時期等)が設定されていることを踏まえ、「インターンシップの推進に当たった基本的考え方」において、広報活動・採用選考活動の開始後に行われるインターンシップであり、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示された場合でなければ、企業がインターンシップ等で取得した学生情報は当該活動に使用できないとされています。	「インターンシップの推進に当たった基本的考え方」(平成9年9月文部科学省・厚生労働省・経済産業省作成、平成27年12月一部改正)	検討を予定	<p>適正なインターンシップを普及するため、教育界と産業界の参加を得てインターンシップの在り方に関する議論の場を速やかに立ち上げ、下記の事項について、学生と企業のマッチング向上という観点も含め調査・検討を行い、必要な措置を講じます。 a インターンシップに関する大学等・学生・企業のニーズ b 企業がインターンシップで取得した学生情報の取扱いの在り方 c 中小企業が多様なインターンシップ・プログラムを有効かつ柔軟に活用できる方策の在り方 平成28年度中、可能な限り速やかに調査・検討を開始し、結論を得次第速やかに措置します。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 : 規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 : 再検討が必要(「)に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 : 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	措置の分類		措置の概要(対応策)
280720012	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日	中小企業の知財活用を推進するため、特許料の減免制度の対象拡大を図ること	【要望内容】 ア. 出願経験の乏しい中小企業の特許料金を1/4に減免 イ. 特許料の減免制度の対象拡大 ・ 資本金3億円以下で、赤字あるいは設立10年未満の企業 ・ 従業員300人以下の企業を一律対象に ウ. 実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入すること 【理由】 ヒト・モノ・カネ・情報など、さまざまな面で制約を抱える中小企業は知的財産を経営に結びつける取り組みは不十分であり、中小企業の知財活用の後押しが求められる。そのため、米国のマイクロエンティティ制度を参考に、出願経験の乏しい中小企業については料金を1/4に減免するべきである。また、国内および国際出願における特許料等の減免制度について、米国のスモールエンティティ制度を参考に、300人以下の中小企業は一律に利用できるようにするべきである。 さらに、実用新案、意匠、商標についても、特許料の減免制度と同様の制度を導入するべきである。 (注)平成26年4月より、従業員20人以下の小規模事業者、設立10年未満の中小・ベンチャー企業に対し、審査請求料、特許料(1-10年分)、国際出願手数料等が1/3に軽減されている。 (注)アメリカには従業員500人以下であれば特許料等が1/2になるスモールエンティティ制度、出願経験の乏しい事業者については特許料等が1/4になるマイクロエンティティ制度がある。	日本商工会議所	経済産業省	特許法 特許法施行令 特許法等関係手数料令 産業競争力強化法 産業競争力強化法施行令	特許法 特許法施行令 特許法等関係手数料令 産業競争力強化法 産業競争力強化法施行令	その他	中小企業における知的財産権の活用は重要であり、特許庁としては、全国に設置する知財総合支援窓口の運営など、様々な施策を通じ中小企業の支援に取り組んでおります。さらに、本年4月より、中小企業を含む制度利用者の負担軽減を図るために、特許及び商標関連の料金の引下げを行ったところです。 一方で、料金の設定に際しては、産業財産権制度が、制度運営に係る全ての行政経費を出願人からの料金収入で賄っていることにかんがみ、一部の出願人に対し料金優遇を措置することが、他の出願人の負担の増大を伴う構造となっている点にも十分に留意しつつ、その在り方について見極める必要があり、こうした観点とともに、料金引下げ後の出願動向や収支状況も踏まえ、減免制度を含む料金体系の在り方について引き続き検討していきます。	
280720013	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日	模倣品の輸入差止め申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮化すること	【要望内容】 模倣品の輸入差止めの申立書に添付する特許庁の判定書の発行期間を短縮化すること 【理由】 模倣品の差止めには、輸入差止申立書制度が一定の効果があるが、特許庁の判定書を添付するケースにおいて、発行されるまでの期間が長いとの指摘がある。事業者の模倣品被害を一刻も早く止めるため、その発行期間を短縮化する必要がある。	日本商工会議所	経済産業省	特許権者が他人の商品等について、それが自分の特許発明の技術的範囲に属する(特許権を侵害する)ものであるかどうかを知りたい場合等に、特許庁に対し、特許発明の技術的範囲について、中立・公正な立場から判定を求めることができます(特許法第71条第1項)。 判定は審判には異なり法的拘束力はありませんが、高度に専門的・技術的行政官庁である特許庁が行う鑑定であるため、侵害事件において侵害または非侵害を主張する時、ライセンス交渉時、税関への輸入差止申立時等に利用されています。 このため判定書には高い信頼性が求められる。判定は3名の審判官で構成される合議体によって行われ(特許法第71条第2項)、原則として、請求人のみならず、被請求人にも意見提出の機会を与え(特許法第71条第3項で準用する特許法第134条)、請求人及び被請求人の両者の主張に基づき審理が行われ、また、必要に応じて、審判廷で口頭審理が行われる(特許法第71条第3項で準用する特許法第145条-第147条)など、他の特許審判に準じた手続をとっています。	特許新案法 実用新案法 意匠法 商標法	その他	判定については、ご指摘のとおり早期に結論を出すことが重要と認識し、模倣品の輸入差止めの申請が提出された場合には、拒絶査定不服審判事件等の審判事件よりも先に審理を行うようにしております。一方、判定請求人の主張にのみ基づいてなされた判定では、公平・適正に信頼性の高い結果を出すことが難しく、原則として相手方にも反論の機会を与える応答期間等を設けているために、一定程度の審理期間は必要となりますが、応答速やかにか合議体による審理を実施すること等により、極力早期に判定書を作成できるよう努めてまいります。 なお、特許拒絶査定不服審判の平均審理期間は12ヶ月でしたが、特許・実用新案の判定の平均審理期間は、4.9ヶ月となっております。(平成27年度実績)	
280720015	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日	農工商業者の農業参入を後押しする「国家戦略特別区域農業保証制度」を全国展開すること	【要望内容】 「国家戦略特別区域農業保証制度」の全国展開 【理由】 近年、農工商業者が農業に参入し、生産から加工、販売までを一貫して行うといったケースが増えている。そのような農工商業者が資金調達のために信用保証協会に相談しても、農業生産の部分は断られるケースがあり、その場合は信用保証協会からの紹介を受けて農業信用基金協会に再度相談しなければならぬなど面倒な手順を踏んでいる。 国家戦略特区には、例えば、食品加工業者が果樹栽培を営む場合、果樹栽培にかかる資金を借りる際に信用保証協会の保証を受けられる「国家戦略特別区域農業保証制度」がある。農工商業者の農業への参入促進と農業の成長産業化を図るため、この制度を全国展開する必要がある。 (注)本保証制度は、国家戦略特区である新潟市、養父市のみで実施している。	日本商工会議所	経済産業省	現在、中小企業信用保険においては、農業は対象となっておりませんが、このような中、「国家戦略特区における規制改革事項等の基本方針」(平成25年10月18日日本経済再生本部決定)において、「(商工業とともに)行う農業への信用保証制度の適用が規定されました(アグリ特区保証制度)」を受け、現在、国家戦略特区内(新潟県新潟市、兵庫県養父市及び愛知県)で農業ビジネスへの信用保証が実施されています。 中小企業庁では、当該アグリ特区保証に係る代位弁済による信用保証協会の損失の一部について、全国信用保証協会連合会に設置している基金から補填をしているところです。 なお、「本保証制度は、国家戦略特区である新潟市、養父市のみで実施している。」と注書きされていますが、平成28年4月からは、愛知県常滑市でも実施されています。	中小企業信用保険法 国家戦略特別区域法	その他	国家戦略特区におけるアグリ特区保証制度は、新潟県新潟市においては平成27年1月に、兵庫県養父市においては平成27年2月に、愛知県常滑市においては平成28年4月にそれぞれ取扱いを開始している。 国家戦略特区以外における農工商業者とともに農業を営む中小企業者の農業の実施に必要な事業資金を信用保証の対象に追加するか否かについては、国家戦略特区での実績等を踏まえ、順次検討していきたいと考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目		
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)			
280720019	28年5月11日	28年6月8日	28年7月20日	外国人技能実習制度について、介護分野や観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)を対象職種に追加すること	<p>[要望内容] 外国人技能実習制度における技能実習対象職種への介護分野および観光分野(フロント業務やレストランサービス業務)の追加</p> <p>[理由] 高齢化の進行によって、2025年度には、我が国において介護に携わる職員がおよそ38万人不足すると推計されている。平成28年2月5日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」で、「介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づき(要請に対応できる)より具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づき(要請に対応できる)ことを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う。」と記載されているが、これを早急に行うことが求められる。また、わが国の観光分野における人材確保に資するとともに、開発途上国等の人材に日本の優れたホスピタリティを身に付けてもらうことで、日本の「おもてなし」文化を世界に広めることにも繋がることから、外国人技能実習制度の対象職種に、フロント業務やレストランサービス業務などのホテルスタッフ業務を加える必要がある。</p>	日本商工会議所	法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省	<p>技能実習制度は、技能等の開発途上国等への移転による国際貢献を目的とする制度であり、日本の労働力不足を補うための制度ではありません。</p> <p>技能実習の対象職種については、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、同一の作業の反復のみでないこと、送出し国の実習ニーズに合致すること、に加え、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていることといった要件を満たす必要があります。</p> <p>このうち、については、具体的には、業界団体を中心となって、技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度等をつくる必要があります。</p> <p>なお、技能実習の適正な実施等を図る観点から、制度の抜本的な見直しを行い、第189回国会に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」を提出し、継続審議となっているところです。</p>	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項第2号、第20条の2、施行規則第3条、別表第一、第7条第1項第2号の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、第20条の2第2項の基準を定める省令、各論2対象技能等(2)、別表	<p>・検討に着手(介護の職種追加について)</p> <p>・その他(ホテルスタッフ業務の職種追加について)</p>	<p>・外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加するご提案については、平成28年2月5日閣議決定の「産業競争力の強化に関する実行計画」(2016年版)にあるとおり、介護の対象職種追加に向け、質の担保など、介護サービスの特性に基づき(要請に対応できる)より具体的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、介護サービスの特性に基づき(要請に対応できる)ことを確認の上、新たな技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行うこととします。</p> <p>・ホテルスタッフ業務を技能実習制度の職種に追加することについては、移転すべき技能としてふさわしい職種であるかどうかを検討する必要がありますので、この点を整理いただいた上で、御相談ください。</p>			
281031001	28年7月28日	28年8月18日	28年10月31日	橋樑出荷能力強化のための「危険物専用岸壁変更承認手続き」の簡素化	<p>昨今、危険物を輸送するための船舶の大型化が進んでおり、従来の橋樑の設計基準に基づき許可された制限値を超えるサイズの船が増えてきている。そのため、橋樑の着桟制限を引き上げるために、増強工事を行う場合、1)水域専有面積変更のため、港湾法に基づく(港湾事務所への申請 2)危険物専用岸壁変更のため、港則法に基づく(海上保安部への申請 3)海域における工事のため、海上交通安全法に基づく(海上保安部への申請 4)出荷配置の変更があれば、消防法上の危険物の場合は市消防への申請 5)出荷配置の変更があれば、高圧ガス保安法上の高圧ガスの場合は都道府県への申請)が必要となっている。申請先が複数官庁に渡り、許可が下りるまでの期間も長期に亘ること、また、それぞれの申請に対する許可が同時期に下りないことにより、工事着工に遅れが生じる等の実情が生じている。</p> <p>そのため、危険物専用岸壁の工事等にかかる各申請手続きについて、1. 申請から許可が下りるまでに要する標準的な期間を明示すること。 2. 複数官庁間での調整が必要な場合、現実的な範囲で、行政当局間で事前協議を行うこと。 3. 許可に時間を要する場合は、申請者に対しその理由を適時通知すること、を要望する。</p>	石油化学工業協会	総務省 経済産業省 国土交通省	<p>【総務省】 消防法第11条第1項において、消防法上の危険物を一定の量以上貯蔵し、又は取り扱う施設的位置、構造又は設備の変更しようとする者は、消防法に基づき、変更許可申請書を市町村長等に提出し、変更の許可を受けなければなりません。 消防法第11条第1項に基づく(危険物施設の設置・変更)の標準処理期間については、「消防法等に関する行政手続法施行上の留意事項(平成6年9月28日付通知)」において、「申請に係る危険物施設の種類、規模、各団体の実情に応じて設定されたい。」とされています。</p> <p>【経済産業省】 高圧ガス保安法では、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日百立方メートル以上である設備を使用した高圧ガスの製造の許可を受けた者は、製造のための施設的位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、製造施設等変更許可申請書に変更明細書を添付して、都道府県知事に提出し、許可を受ける必要があります。</p> <p>【国土交通省】 港湾法第37条第1項において、港湾区域内の水域を占用しようとする者は、港湾の開発、利用及び保全に支障が生じないようにするため、港湾管理者の許可を受けなければならないとされており、占用許可については、自治事務に関わる権限であることから、各港の実情を踏まえて各港湾管理者が条例を規定し、当該条例に基づいて事務の執行をしております。 なお、港湾法第37条第1項に関する審査基準として、「行政手続法における審査基準等の設定について」(平成6年9月16日付「港管第2078号」)により、標準処理期間を原則20日以内とする技術的助言を港湾管理者に行っております。</p> <p>危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港則法第23条第1項に基づき、港長の許可を受けなければなりません。</p> <p>海上交通安全法の航路又はその周辺海域で、橋樑の増強工事を行う場合、海上交通安全法第30条に基づき、海上保安庁長官の許可を受けなければなりません。 港則法が適用される港内又は港の境界付近で、橋樑の増強工事を行う場合、港則法第31条に基づき、港長の許可を受けなければなりません。</p>	【総務省】 消防法第11条、危険物の規制に関する政令第7条	【経済産業省】 高圧ガス保安法第14条	【国土交通省】 港湾法第37条第1項	<p>【総務省】 対応不可</p> <p>【経済産業省】 現行制度下で対応可能</p> <p>【国土交通省】 対応不可</p>	<p>【総務省】 消防法第11条第1項に基づく(危険物施設の変更)許可に係る事務については、市町村長等が実情に応じて適切に実施するものであり、消防庁において標準処理期間を明示すること等は困難です。</p> <p>【経済産業省】 標準処理期間については都道府県が決めることとなりますので、都道府県にお問い合わせいただければと思いますが、高圧ガス保安法に係る変更工事の許可申請に際し、複数官庁間にまたがり調整が必要なものや許可に長い時間がかかっている事例について承知すべく、御提案者からお話をうかがいたいと考えています。</p> <p>【国土交通省】 港湾法第37条第1項における港湾区域の水域の占用許可に係る事務については、港湾管理者が条例に基づいて適切に実施するものであり、港湾局において標準処理期間を明示すること等は困難です。</p> <p>港則法23条第1項に基づく(危険物の積込等)の許可又は海上交通安全法第30条若しくは港則法第31条に基づく(工事・作業許可)の申請があった場合における、ご要望の事項については、以下のとおり対応しているところです。</p> <p>1. 行政手続法第6条に基づき、申請受付から許可が下りるまでに要する標準的な期間を定め、海上保安庁ホームページで明示しております。 2. 行政手続法第14条第2項に基づき、必要に応じ、複数行政庁間で相互に連絡をとるなど、審査の促進に努めております。 3. 行政手続法第9条第1項に基づき、申請者の求めに応じ、審査の進行状況及び許可に要する期間の見直しを示すよう努めております。</p> <p>引き続き、行政手続法に基づいた対応を徹底してまいります。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。

：規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項

：再検討が必要(「)に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
281031002	28年 7月28日	28年 8月18日	28年 10月31日	事業所統合 時の自衛消 防設備の設 置基準の合 理化	<p>コンビナートの事業所を統合する場合、法的には地区が異なっても、地区を合わせて一つの事業所とみなされるが、自衛消防設備の給水栓送液能力設置基準については、それぞれの地区に事業所全体に必要な設備能力が求められている。</p> <p>また、事業所の敷地面積が100万m²を超える場合、施設地区の配置に関する省令第12条第五号では12m幅員通路にて、敷地を概ね四分割以上にするよう通路を配置することが求められている。</p> <p>独立していた事業所が操業後に統合する場合、屋外給水設備は事業所毎に設計思想が異なっているため(給水栓配管の圧力等)、それぞれの事業所の給水栓配管を単純に接続して相互入り入れることは困難。</p> <p>そのため、地区毎に必要とされる送水能力以上の消防設備を設置しなくてはならず、地区によっては適切な設備の設置を求められ、企業間連携、事業所統合の際に自衛消防設備が大きな事業所に引きずられ過剰負担となる。</p> <p>また、隣接する事業所A(95万m²)と事業所B(65万m²)を統合しようとした場合、敷地面積が100万m²を超えるため、四分割以上への敷地分割規制を受けて、12m幅員の通路を新たに設置することが求められる。</p> <p>このとき事業所Bは幅員が12m以上(実質幅員14m)あり、敷地を分割する通路とすることができるが、事業所Aは事業所Bよりも敷地面積が大きいものの、既存の特定通路は最大で10m幅員の通路しかなく、敷地を四分割するためにこれらの特定通路を拡幅することは、製造施設等の配置上から難しいケースがある。</p> <p>コンビナートの事業所統合時の自衛消防設備の設置基準については、次の方法を認めることを要望する。</p> <p>1)消火用屋外給水施設は、事業所内の地区毎に法規制適用を判定できるようにする。 2)統合後の敷地面積が100万m²以上となっても、 ・統合前事業所が、各々一端が直接公道に接している幅員12mの特定通路を保有していること ・事業所間を消防車両が自由に往来することができる連絡通路を境界線沿いに確保すること ・統合前の敷地境界を挟んだそれぞれの事業所の製造施設間距離が12m以上あり、製造施設の消火活動に支障がない場合は、12m幅員特定通路同等の機能を持っているものとする ことにより、四分割と同等とみなすこと。</p>	石油化学工業協会	総務省 経済産業省	<p>1) 石油コンビナート等災害防止法第16条では、「特定事業者は、その特定事業所ごとに、自衛防災組織を設置しなければならない」とされています。</p> <p>当該自衛防災組織には、その業務を行うために必要な防災資機材等を備え付ける必要がある(同条第4項)ため、石油の貯蔵・取引量や高圧ガスの処理量、保有する施設及び設備等の種類に応じて、新たに消防車両の台数や必要防災資機材を算定し直すこととなります。</p> <p>消火用屋外給水施設については、特定事業者がその特定事業所に係る自衛防災組織に大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車又は大型化学高所放水車(以下「大型化学消防車等」という。)を備え付けなければならない場合に、消防用屋外給水施設として車両台数に応じた施設を備え付けなければならないとされています。(省令第7条)</p> <p>またその能力の基準は、当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力により120分継続して放水することができる量の水を供給できるとなっています。(省令第6条)</p> <p>2) 「石油コンビナート等災害防止法の運用について」(平成11年8月17日付消防特第143号、平成11・08・11立局第3号)の第1において、レリアフト規制対象事業所に他事業所を統合する場合、統合される複数の事業所のうちの事業所に關して、他の統合される事業所が増設されるものとして届け出るべきものとされており、この届出に係る計画については、実質的な変更がないことに鑑み、原則として、法第8条に基づき指示は行わないものとするされています。</p> <p>ただし、変更届には、統合後の配置図を添付していただくこととなり、消防庁としては、適法部分を確認するため、その配置図に法令に適合していない通路等を明確に示していただいているところです。</p>	石油コンビナート等災害防止法第2条、第15条、第16条、石油コンビナート等災害防止法施行令第7条、第8条～第10条、第16条第2項及び第4項、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織に等に関する省令第8条、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第12条	1) 対応不可 2) 現行制度下で対応可能	<p>1) 要望の具体的な内容が明らかでないが、一般論としてお答えすると、消火用屋外給水施設については、当該事業所の自衛防災組織に大型化学消防車等を備え付けなければならない場合に設置を義務付けられています。</p> <p>当該大型化学消防車等を含む防災資機材は、自衛防災組織が、事業所全体における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行うために設置を義務付けており、事業所内のすべての消火用屋外給水施設において、保有する大型化学消防車等が有効に活動できるだけの放水能力が必要になります。</p> <p>一方、代替措置として、当該特定事業所の自衛防災組織に備えなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより、120分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が省令第9条第1項の規定による消火栓等を設置すべき位置にある場合において、市町村長が適当と認めたときは、当該箇所に消防用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす(省令第12条)等の対応も可能なので、具体的な計画内容を市町村長とよく相談してください。なお、必要に応じて消防庁に相談していただくことも可能です。</p> <p>2) A社とB社が統合した場合でも、施設地区や連絡導管等に変更がない場合は、「石油コンビナート等災害防止法の運用について」(平成11年8月17日付消防特第143号、平成11・08・11立局第3号)により、法第6条の指示は行わないこととしており、統合後に直ちに現行法令に適合させることを求めないことから、現行法令で対応可能と考えております。</p>
281031003	28年 7月28日	28年 8月18日	28年 10月31日	保安講習の 開催数の増 加や受講期 限の延長に ついて	<p>高圧ガス保安法に基づく第一種製造者は、法令上、保安係員、保安主任者、保安企画推進員を、選任した日から6ヶ月以内(保安係員、保安主任者は免状の交付から一定期間が過ぎている場合)に1回の保安講習を受けることとなっているが、講習が約半年に1回しか開催されておらず、選任時期によっては、6ヶ月以内の受講が難しい、又はできないケースが生じる。</p> <p>保安係員及び保安主任者に任命される者は、過去(3年以上前)に免状を取得しているケースが大半であり、任命されてから6ヶ月以内の保安講習を受けることが必須である。</p> <p>1)保安係員講習は、千葉県の場合7月に2回、1月に2回開催されているが、他都府県においてもほぼ同様に1回ないし2回開催されており、募集期限は開催の1ヶ月前～1.5ヶ月前となっていることから、実質的に他地区での受講を考えても7月と1月の2回となる。</p> <p>そのため6ヶ月以内の受講の機会を実質1回である。(通年各地で実施されている訳ではない。)</p> <p>2)A社の場合、保安係員は、班長及び班長代行、保安主任者は、係長もしくは課長が任命されている。新たに保安係員講習を受ける必要がある人員は、約20名程度/年となっている。</p> <p>担当するプラントによっては定期修理時期と重なること、また他地区講習会でもほぼ同様の開催となるため、結局は定期修理等の期間中であっても、人員のやりくり、各人の予定変更により受講を行っているのが実態であり、負担が重い。</p> <p>保安主任者講習及び保安企画推進員についても、開催時期が夏と冬であり、保安講習と同様となっている。</p> <p>そのため、高圧ガス保安法に基づき選任する保安係員、保安主任者、保安企画推進員の保安講習の開催頻度を増やすことを要望する。</p> <p>それが困難であれば「6ヶ月以内」という規定を「1年以内の早期に」など、期限を延ばすこと。</p>	石油化学工業協会	経済産業省	<p>高圧ガス保安法第27条の2第7項及び第27条の3第3項に基づき、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員については、経済産業省令で定める種々の時期において、高圧ガス保安協会又は指定講習機関が行なう高圧ガス災害防止に関する講習を受けなければならないこととなっています。</p> <p>現行の仕組みにおいては、高圧ガス保安協会において、毎年度、全国の講習開催日程等に係る計画を策定し、それらの講習を計画的に実施しています。</p>	高圧ガス保安法第27条の2第7項、第27条の3第3項、一般則第66条、液石則第27条	現行制度下で対応可能	講習がほぼ同時期の開催となっていることご指摘を踏まえ、高圧ガス保安協会において、全国の講習開催日程等に係る計画を策定する際に、他の事業者等への影響などに配慮しつつ、各ブロックにおける開催日程ができるだけ重複しないようにするなどの措置について検討します。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果			規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	
281031004	28年 7月28日	28年 8月18日	28年 10月31日	高圧ガス認定 事業所の一 体運営の優 待緩和	A社では、高圧ガス保安法に基づき(認定事業者として、保安管理部門、設備管理部門、運転管理部門)の三部門長を兼任しなければならないが、高圧ガス保安協会による現地審査を受ける際、事業所が河川等で複数の地区にエリア分けされる認定事業所における部門長の兼務が認められないため、各地区毎に三部門長を兼任している。 告示では部門長の兼務について、他の担当部門長との兼務は禁止されているが、同一の部門長の兼務禁止は定めがない。類似制度として、ボイラー開放検査周期認定があるが、河川等でエリア分けされていて一つの事業所であり、地区分けされていないため毎地区毎の部門長選任は不要となっている。 そのため、高圧ガス保安法に基づく認定事業者として、同一の保安統括者の下であれば、河川等でエリア分けされた認定事業所については、各事業所の部門長について部門内の兼務を可能とする。(同一部門であれば複数地区の兼務を認めることとする。運転管理部門であれば、第1地区、第2地区、第3地区の運転管理部門長を兼務可能とする。)	石油化学工業協会	経済産業省	経済産業省告示には、認定事業者の保安管理部門、設備管理部門、運転管理部門の三部門長は他の部門の長を兼任することは認められない旨定められていますが、同一の部門長の他事業所との兼務については特段定められていません。	コンビナート等保安規則(昭和41年通商産業省令第88号)別表第5上欄二、別表第7上欄二の規定に基づき経済産業大臣が定める基準を定める告示(認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示)第十条2項第1号イ(1)	事実認識	河川等でエリア分けされた認定事業所において、同一部門長の兼任の例はありますが、事業所内で保安、設備、運転を管理する長が複数の事業所の長を兼任することは可能です。
281031005	28年 7月28日	28年 8月18日	28年 10月31日	認定保安検査・完成検査実施者の優 待措置等	高圧ガス保安法に基づき、認定完成検査実施者による特定変更工事箇所の完成検査について、現状では都道府県知事に完成検査記録を届け出た後に施設の使用が認められている。しかし、休日に窓口が開閉していることで、完成検査記録の届出が受理されないがために、施設が使用できず生産ロスが生じている。 これを、認定完成検査が合格した時点で特定変更工事箇所の使用が認められれば(完成検査記録が事後届出の扱いとなれば)、工事によっては完成検査後、即運転が可能となって生産ロスの低減が図られる。 そのため、認定完成検査記録の受理ではなく、届出の提出をもって使用開始を可能とするよう、都道府県と調整し、以下の措置を要望する。 ・認定完成検査が合格した時点で、完成検査記録の届出前でも、変更工事箇所の使用が認められるようにする。(完成検査記録の事後届出の扱い) ・もしくは、電子届出を受理できるシステム等の構築により、夜間、休日であっても届出ができる体制とする。	石油化学工業協会	経済産業省	高圧ガス製造のための施設等の変更の工事を完成したときは、高圧ガス保安法第20条第3条第2号により、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定完成検査実施者」という)が、検査の記録を都道府県知事に届けた場合は、当該施設の使用が可能となる。	高圧ガス保安法第20条第3項第2号、第39条の1第1項、コンビナート等保安規則(昭和41年通商産業省令第88号)別表第1項、行政手続法第2条7号、第37条	現行制度下で対応可能	届出は、法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が提出先機関の事務所に到達したときに、手続き上の義務が履行されたものとなっています。「事務所に到達したとき」とは、物理的に到着し、了知可能な状態に置かれる時点をいい、提出先機関の受付印の押印等がなされることを要しないとされています。例えば郵送であれば届いたことが確認された時、電子メールであれば電子メールサーバーにメールが受信されてファイルに記録された時等と考えられます。詳細は都道府県にご確認ください。 なお、認定完成検査が合格した時点で(届出が行われる前に)施設の使用を認めることについては、上記届出に関する定義や、高圧ガス保安法の原則から鑑みると、難しいと考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、 、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)	
281031006	28年7月28日	28年8月18日	28年10月31日	法定検査周期の例外適用	2年以上の自主保安認定を受けている事業所において、他の事業所との設備集約や事業再編等の構造改革に伴い、他の事業所の設備の停止時期と自らの設備の停止時期とを合わせる必要がある場合、2年以上の連続運転を行っている設備以外の設備の 1)安全装置の作動検査周期 2)高圧ガス設備の気密性試験周期(いずれも1年以内に検査が必要)について、最大3ヶ月を目安とした期間延長を認める特例制度の制定を要望する。 <理由> 高圧ガス保安法に基づく保安検査の時期は、コンビナート等保安規則第34条で1年に1回と定められており、原則として全ての設備を停止して都道府県による保安検査を受検する必要がある。一方で、本社や事業所の組織体制等の要件を満たした事業所に対しては、法第35条等により、保安検査を自主検査によることができるとする自主検査認定制度が設けられており、この場合最大4年間の連続運転が可能となっている。 構造改善を実施し、停止時期の変更を余儀なくされる事態が発生する場合、数ヶ月の期間延長のために運転中検査が行えるようにする(認定を受ける)には多額の投資が必要であり、このタイミング以外では二度と必要とされない投資になりかねない。 元来、2年以上の自主保安認定を得ている事業者であれば、後述する方策で、安全担保には十分であると考える。 【安全担保の方策】 1)安全装置の作動検査周期 保安検査基準の6.2.2作動検査では、検査周期が前回の検査から2年以内、4年以内と認められている種類の安全弁がある。 但し、この種類の安全弁は、2年以上の自主保安認定を得た当初から検査周期の延長が認められている訳ではなく、認定を得た事業者が、過去の検査成績等を自ら評価し、それを高圧ガス保安協会が認めれば1年を超える期間が認められるのが、実質的な運用である。 今回の特例も、2年以上の自主保安認定を得ている事業者が、過去の検査実績等を自ら評価し、高圧ガス保安協会が認めた場合に、最大3ヶ月を目安とした延長を認めるものとする。 2)高圧ガス設備の気密性能試験の周期延長 延長期間中は通常の運転条件(圧力・温度・レベル・物性等)の変更を行わず、且つ設備の変更も行わない。 また、日常点検している圧力・温度・レベル等の点検頻度を通常の2倍以上にし、監視体制を強化することによって、最大3ヶ月を目安とした延長を認めるものとする。	石油化学工業協会	経済産業省	第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設について、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならないとされています。ただし、認定完成検査実施者については、検査の記録を都道府県知事に届け出た場合は、この限りではないとされています。 また、都道府県知事が行う保安検査は一年に一回行うこととされています。	コンビナート等保安規則 第34条、第35条	検討に着手	経済産業省では、産業保安のスマート化の一環として、高圧ガス保安法令の見直しに取り組んでいるところであり、保安検査の実施期間についても、前回の検査の日から一年を経過した日(検査基準日)前後において猶予期間をおく旨の検討を行っております。	
281031007	28年7月28日	28年8月18日	28年10月31日	高圧ガス保安法耐震告示の規制緩和	高圧ガス設備の耐震設計基準について、 (1)適用範囲となる配管の外径を、80mm以上あるいは120mm以上(可能であれば160mm以上が望ましい)とする。 (2)適用範囲となる配管を、重要度Ia、I以上の配管のみとする。 (3)評価対象となった場合、告示で定める計算上の耐震評価以外に、「配管系耐震診断指針」により対策要否を判断する方法も認める。 (高圧ガス保安協会 平成20年3月、高圧ガス設備配管系耐震診断マニュアル)を要望する。 <理由> 「高圧ガス設備等耐震設計基準」(経済産業省、告示第515号、S56.10.26)第1条の2にて耐震設計に関する配管の適用範囲は「外径が45mm以上かつ内容積が3m3以上のもの」と定められている。また同告示各条にて評価方法も定められている。 これに関し、 (1)安全性が担保されることが前提と認識しているが、耐震設計対象として配管が追加された平成9年から20年が経過しているため、その後の地震発生時の実績を踏まえ、適用範囲を再検討するよう要望する。 (2)「既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について」(平成26年5月21日付20140519 商局第1号、商務流通保安審議官より各都道府県知事宛て)における既存高圧ガス設備に関する耐震対策範囲の考えを、新設設備にも適用することを要望する。 (3)簡易な評価方法も認めることにより、迅速な評価を可能とする。 要望が実現した場合、安全性を担保しつつ、耐震対策に関する経済的負担を軽減でき、新規設備投資等の実現性が増す効果がある。	石油化学工業協会	経済産業省	高圧ガス設備等耐震設計基準では、高圧ガス設備に係る地盤面上の配管で外径が45ミリメートル以上のものが対象となります。また、重要度(a、 i、 s)は耐震設計構造物の設計の際の係数の1つとして用いられているもので、3つの要素(高圧ガスの種類、 運転状態における内容物の重量、 埋槽類又は配管の外周から当該耐震設計構造物が設置される事業所の境界線までの距離)の組合せにより決定されます。 対象となる配管系(配管及びその支持構造物)については、基準に基づき、通常の運転状態における設計地震動に関する応答解析を行い、算定応力が耐震設計用許容応力を超えないことを確認するよう規定しています。 なお、配管系については、平成10年4月1日以降に新設又は変更の工事を行うものが対象となります。	高圧ガス設備等耐震設計基準(昭和56年10月26日通商産業省告示第515号)	対応不可	今後、大きな地震が発生する可能性も指摘(東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告(中央防災会議)等)されていることから、現在の基準は維持することが適切であると考えます。また、ご提案されている配管系耐震診断指針は、耐震設計基準が適用されない既存の配管の耐震性能がどの程度であるかを簡易に診断する方法を示しているものであり、新設される配管は高圧ガス設備等耐震設計基準に基づいて設計計算をすることが適切であると考えます。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

「規制改革会議における再検討項目」欄の記号(、)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革会議が以下のとおり判断したものです。
 :規制改革会議の各ワーキング・グループで検討している事項及び検討を予定している事項
 :再検討が必要(「」に該当するもの除く。)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

管理番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	措置の 分類	措置の概要(対応策)	
281031008	28年 7月28日	28年 8月18日	28年 10月31日	超高压ガス設備に関する規制緩和	<p>高压ガス保安協会にて委託検査などの手続きにより、使用する材料に関して、その材料が従来の材料よりも優秀である場合は「採用材料が従来品と同等以上である。」ことを判定する制度の新設を要望する。</p> <p><理由> 高压法ポリエチレンプラントに代表される超高压設備(通常100MPa以上)に関しては、経済産業大臣の特別認可(特認)を要する設備として、又は高压ガス保安協会長の事前評価を要する設備として、高压ガス保安協会による評価を受けることになっている。</p> <p>しかし、この高压ガス保安協会による評価に極めて長い時間(6ヶ月オーダー)がかかり、また機器メーカーやポリエチレンメーカーの検討と申請書類作成に膨大な時間がかかっている。 このような現状では、国際的な競争に脱落すること必至である。 この膨大な検討および書類作成時間は高压ガス保安協会の「超高压ガス設備に関する基準」を全項目検討することより発生する。</p> <p>高压法ポリエチレンプラントの保全の現場では、設備設置時に超高压設備に使用していた材料(AISI404などの入手が難しく、形状や設計条件を変えずに材質のみを変更して設備の更新や部分更新をしたい場合が多い)。 これは、材料メーカーがより優秀な(強度、組成等において)材料を開発し、販売しているため、従来の材料が入手困難になっているのが一因である。 このように、既存設備より優秀な材料を採用した場合においても、前記の通り、特認、又は事前評価を行うために膨大な検討及び書類作成を一から行う必要が発生している。</p>	石油化学工業協会	経済産業省	<p>高压ガスの爆発その他の災害の発生を防止するためには設計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要な設備(特定設備)のうち、特殊な設計による特定設備について経済産業大臣の認可を受けた場合は、技術上の基準の特例が認められています。また、その申請を行う際には、高压ガス保安協会会長が事前に行う技術上の評価の結果を添付しなければならないとしています。</p>	特定設備検査規則 第51条、高压ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規)	事実誤認	<p>超高压設備等の特定設備は「高压ガスの爆発その他の災害の発生を防止するため、設計の検査、材料の品質の検査又は製造中の検査を行うことが特に必要な設備」と定義されており、安全性について十分に確認する必要があります。</p> <p>高压ガス保安協会による評価にかかる時間は、例えば直近5年間の高压法ポリエチレンプラントの超高压設備に係る特定設備の場合、申請受理から評価書発行まで約1か月程度となっております。評価に長い時間がかかっている事例があれば、具体的に相談ください。今後とも国際環境にも配慮し、速やかな評価に努めて参りたいと考えております。</p>	